

病院事業訓令第5号

寒河江市立病院事業に係る契約に関する規程を次のように定める。

令和7年8月25日

寒河江市病院事業管理者 久保田 洋 子

寒河江市立病院事業に係る契約に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、寒河江市立病院事業（以下「病院事業」という。）における
売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約)

第2条 病院事業に係る契約については、寒河江市契約に関する規則（平成9年
市規則第12号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事
業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。